

標準処理期間

(旧軍人)

恩給種別	標準処理期間	内 訳		
		都道府県	厚生労働省	政策統括官 (恩給担当)
普通 恩 給	4.0月	1.0月	1.5月	1.5月
傷病恩給	爾後重症	1.0月	1.5月	3.5月
	再審査	—	—	2.5月
普通扶助料（転給） うち成年の子からの請求	1.0月	—	—	1.0月
	1.5月	—	—	1.5月
公務関係扶助料（転書改） うち成年の子からの請求	1.0月	—	—	1.0月
	1.5月	—	—	1.5月
傷病者遺族特別年金 うち成年の子からの請求	1.0月	—	—	1.0月
	1.5月	—	—	1.5月

(文 官)

恩給種別	標準処理期間	内 訳	
		本属庁	政策統括官 (恩給担当)
普通 恩 給	3.0月	1.5月	1.5月
普通扶助料（転給） うち成年の子からの請求	1.0月	—	1.0月
	1.5月	—	1.5月
公務扶助料（転書改） うち成年の子からの請求	1.0月	—	1.0月
	1.5月	—	1.5月

- (注) 1 上記期間には、書類の不備追完、検診、履歴究明等に要する期間は含まない。
- 2 転給とは、恩給受給者（公務員本人）が死亡し、その遺族に扶助料が給されることをいう。
- 3 成年の子とは、公務員死亡当時から引き続き重度障害で生活資料を得る途のない公務員の子をいう。
- 4 転書改とは、転給、書換え、加給改定をいう。
- ・書換え：扶助料を受けている権利者が2人以上ある場合で、そのうちの一部分が失権したときに証書を書き換えることをいう。
 - ・加給改定：加給対象者の増減に伴う改定をいう。

(国会議員互助年金)

種別	標準処理期間	内 訳	
		衆・参事務局	政策統括官 (恩給担当)
普通退職年金	2.0月	0.5月	1.5月
遺族扶助年金 うち成年の子からの請求	1.5月	0.5月	1.0月
	2.0月	0.5月	1.5月
互助一時金	1.5月	0.5月	1.0月

(注) 上記期間には、書類の不備追完等に要する期間は含まない。